

資料 2

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び
中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第 13 回）
における論点整理（案）

使用者が原材料を調達し自ら製造して使用している資材であり、かつ、農薬製剤として販売される可能性のある資材の特定農薬指定について

- 1 使用者が原材料を調達し自ら製造しなければ使用できない資材（化学的に処理するなど、原材料に加工を加えたもの）であり、安全性を担保する既存の枠組み（法目的の異なる他法令による規制や業界の自主的な規制等）が確立されている資材については、合同会合において、評価指針※に基づき審議した結果、安全性に問題がないとの結論が得られれば、特定農薬として指定を行う。

※「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針について」（平成 16 年 3 月 1 日付け 15 消安第 6522 号・環水大土発第 040301001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。）

- 2 使用者が原材料を調達し自ら製造して使用する資材（原材料を化学的に処理するなど、原材料に加工を加えたもの）であるが、農薬製剤として販売される可能性もある資材については、販売されることを前提とし、防除効果が得られない、農作物等に薬害を生じさせる、虚偽の宣伝をして販売されるなど、不正粗悪なものによる農業生産への悪影響の程度を勘案し、販売を目的としている資材と同様に慎重に審議する必要がある。
- 3 なお、上記の特定農薬の指定に際しては、①他法令等による同資材の定義を引用するなどして指定対象ができる限り明確とする、②市販される場合はその品質が何らかの形で保証される仕組みをとるなどの取組みによって、指定制度の適切な運用を図る。